

中小建設業問題

西川竜三*

1. まえがき

昭和 46 年度の建設投資は国民総生産の約 20%，総額において 16 兆円をこえ、47 年度は 18 兆円をこえるであろうといわれているように、建設業の国民経済に占める重要性はきわめて大きく、その生産高は巨大な額に達している。しかし、建設業の企業数は昭和 46 年 8 月で登録業者数だけで 18 万をこえ、そのほとんどが中小規模の企業で占められている。

したがって、中小建設業について考えるということはすなわち建設業全体の問題を考えることとなる。

一般に中小企業問題について指摘される、過少資本、前近代的な経営、熾烈な過当競争、低い労働生産性、劣悪な労働環境、不安定な経営状態などは、建設業においてもごく一部の大手建設業を除く、ほとんど大部分にそのままあてはまるといってさしつかえない。

このような状況は、建設業界のみでなく、一般的に二重構造といわれる日本の産業界では広くみられる事柄であるが、とくに建設業では、建設需要の特殊性と歴史的伝統的な社会的環境によって、いっそう強くあらわれていると考えられる。

このような観点から、標題のテーマについて、できる限り問題の所在を明らかにし、将来への展望を描いてみよう。

2. 中小建設業の現況

(1) 建設業の業種別規模

表-1 は建設業法による登録数で、業種別に、上位企業規模の現況を示している。ここにいう総合業とは、土木一式業および建築一式業を主とする業者である。

表-1 によると総合業と舗装業は規模構成が似ており、上位 1% ないし 5% の間のランクにある企業（以下上位 4% ランク企業と呼ぶこととする）の資本金

階層は階層 [6]～[4] で、しゅんせつ業の場合はさらに高い階層 [7]～[5] にあり、個人経営比率が 18 % ときわめて低い。

土木一式業 または 建築一式業の上位 4% ランク企業は、階層 [4]～[3] で、個人比率は 60% となっている。

設備工事業のなかでは、機械器具設置業が電気通信業とともに階層 [7]～[5] および階層 [7]～[6] と高く、個人比率も 11～16% ときわめて低い。管工事業、電気工事業は総合業とほぼ同じで、上位 4% ランク企業は階層 [6]～[4] で個人比率も 30～23% 程度である。

一方、大工工事業・左官工事業・土工工事業・とび業で代表される典型的な職別工事業では、上位 4% ランク企業でも階層 [4]～[2] で非常に企業規模が小さい。これらの個人比率は大工工事業で 80%，その他は 60% 台となっている。また、職別工事業に属しているが、実体において異種の鉄骨工事業、あるいはコンクリート工事業は、総合工事業者なみで、鉄筋工事業は土木一式業なみとなっている。

以上の分析で、建設業は業種によって企業規模構成に大きな差異があり、個人比率は企業構成の傾向と逆の関係があることがわかる。

表-1 業種別、建設業者上位ランク階層

（建設業登録者・昭和 45 年 8 月現在）

業種	業者数 (人)	比率 1% ランク階層	比率 5% ランク階層	上位 1% ～ 5% ランク の階層	個人比率
総合工事業	総合	20 357	1～10 億円	1 000～5 000 万円	[6]～[4]
	土木一式	34 835	1 000～5 000 万円	500～1 000 万円	[4]～[3]
	建築一式	56 791	1 000～5 000 万円	500～1 000 万円	[4]～[3]
	舗装	769	1～10 億円	1 000～5 000 万円	[6]～[4]
	しゅんせつ	172	10 億円以上	5 000～1 億円	[7]～[5]
設備工事業	管	10 369	1～10 億円	1 000～5 000 万円	[6]～[4]
	電	8 086	1～10 億円	1 000～5 000 万円	[6]～[4]
	電気通信	1 883	10 億円以上	5 000～1 億円	[7]～[5]
	機械器具	4 649	10 億円以上	1～10 億円	[7]～[6]
職別工事業	大工	5 430	1 000～5 000 万円	200～500 万円	[4]～[2]
	左官	2 034	1 000～5 000 万円	200～500 万円	[4]～[2]
	土木	4 269	1 000～5 000 万円	200～500 万円	[4]～[2]
	とび	1 479	1 000～5 000 万円	200～500 万円	[4]～[2]
	鉄骨	3 622	1～10 億円	1 000～5 000 万円	[6]～[4]
	鉄筋	944	1 000～5 000 万円	500～1 000 万円	[4]～[3]
	コンクリート	548	1～10 億円	1 000～5 000 万円	[6]～[4]

注：資本金階層は次のとおり。

[1] 200 万円以下	[3] 500～1 000 万円	[5] 5 000～1 億円	[7] 10 億円以上
[2] 200～500 万円	[4] 1 000～5 000 万円	[6] 1～10 億円	

* 正会員 建設省計画局建設業課 建設専門官

中小企業の概念を一般的な定義（資本金 5000 万円未満、従業員数 300 人以下の企業）で規定すると、建設業全体ではほぼ 98% が中小企業に含まれることになる。

業種別に小規模企業の側からみると、職別の典型的な大工および左官工事業では 95% が資本金 500 万円未満の小規模または個人企業である。土木一式業・建築一式業でも 95% が資本金 1000 万円以下である。全業種について、機械器具設置業（東芝・日立等の機械メーカーを含む）および電気通信業を除けば、上位 4% ランク企業といえども、資本金階層では 5000 万円以下 1000 万円の範囲にある。

（2）建設業者の完成工事高および元請施工比率

昭和 44 年度の施工統計調査によって、建設業専業者（年間総売上高のうち建設業売上高が 80% 以上を占める者）について、資本金階層別完成工事高、1 事業所あたり施工高、元請完成工事高比率を調べてみると表-2 のとおりである。この調査は、回答率が 60% 程度で登録業者と一致しないので若干の問題があるが、これより次のようなことがいえる。

① 1 事業所（1 企業と同じ）あたり完成工事高は個人では約 2000 万円、法人では、資本金 200 万円未満で 4200 万円、資本金 200~5000 万円で 1 億 6000 万円、5000 万円以上で 66 億 4000 万円となり、非常な格差がある。

② 1 事業所あたり完成工事高は総合工事業では比較的高く、設備工事業がこれにつき、職別工事業は極端に

表-2 専業建設業者・完成工事高

（昭和 44 年施工統計調査による、資本金単位：万円）

区分		事業所数	完成工事高 (10億円)	元請分 (10億円)	下請分 (10億円)	年内受注高 (10億円)	完成工事高／事業所数
全建設業	個人	43 339	934	739	195	1 001	21
	法人	35 454	7 794	6 605	1 189	9 104	29
	資本金階層						
総合工事業	<200	15 144	641	439	202	695	42
	200~5 000	19 699	3 095	3 423	672	3 470	157
	5 000<	611	4 057	3 742	315	4 938	6 641
設備工事業	個人	34 967	773	653	120	832	22
	法人	25 277	6 262	5 716	546	7 395	—
	資本金階層						
職別工事業	<200	9 923	430	342	88	470	43
	200~5 000	14 903	2 365	2 025	340	2 652	158
	5 000<	451	3 467	3 347	120	4 273	7 465
職別工事業	個人	1 987	39	24	15	41	14
	法人	5 617	1 085	699	386	1 221	—
	資本金階層						
職別工事業	<200	2 664	93	49	44	99	35
	200~5 000	2 823	437	269	168	497	155
	5 000<	130	556	380	176	606	4 277
職別工事業	個人	6 385	123	62	61	128	19
	法人	4 560	447	190	257	488	—
	資本金階層						
職別工事業	<200	2 557	119	48	71	126	33
	200~5 000	1 973	292	129	163	322	148
	5 000<	30	34	13	21	39	1 130

表-3 専業建設業者・公共工事・経営組織別
受注工事件数、請負額

（昭和 46 年 8 月分）

区分	①業者数*	②工事件数	③請負額 (百万円)	②/①	③/① (百万円)
総個数	— 50 114	31 021 3 515	415 261 20 257	— 1/12.5	— 5.7
会社	<200 万円	16 355	1 776	9.817	1/9 5.5
会社	200~500 万円	12 701	5 053	31 164	1/2.5 6.2
会社	500~1 000 万円	5 384	4 564	36 164	1/1.2 8.5
会社	1 000~5 000 万円	4 616	9 562	112 348	2.1/1 11.7
会社	5 000 万円~1 億円	276	1 017	17 012	3.6/1 16.7
法人	1 億円以上	351	5 327	188 076	12.3/1 35.3

注：①の業者数は昭和 45 年建設工事施工調査の専業建設業者である。
時点のずれがあることに注意されたい。

小さい。

③ 元請完成工事高比率（全完成工事高に対する元請完成工事高の比）は総合工事業で高く、とくに 5000 万円以上の階層では 97% になっている。200 万円未満の雰囲階層でも 80% となっている。

職別工事業では、いずれの階層でも 40% 程度で、設備工事業で 5000 万円以上の階層では 70%，小規模階層でも 53% となっている。

（3）建設業者の受注件数・受注工事規模

表-3 は昭和 46 年 8 月分の公共工事に関する経営組織別受注工事件数・請負額等である。短期間のみのデータであるので、必ずしも全年度を正確に反映しているとはいえないが、だいたいの傾向は示されている。

表-3 から公共工事（国・公社公団・都道府県・地方開発公社・市町村の発注する建設工事）について

① 請負額の総額に関しては、45% が資本金 1 億円以上の階層に、27% が資本金 5000~1000 万円の階層に発注され、小または雰囲企業および個人企業はわずかな比率を占めるにすぎない。

② 1 事業所あたり受注件数は、個人企業、法人小規模企業から大規模企業の順に増大している。個人企業においては 12.5 事業所で 1 件の受注であるに比べて 1 億円以上の大手企業では、1 事業所あたり 12.3 件に達する。

③ 1 件あたり請負金額は ② と同様の傾向があり、個人企業で 570 万円であるが資本金 1 億円以上の階層では 3500 万円となっている。

ただし、この計算には昭和 45 年調査の建設工事施工調査統計の建設業専業者数を使用しているので、② ③ の数字については若干の問題が残されている。

以上を要するに小建設業になるほど、公共工事に関しては受注件数の相対的な割合が著しく低下するとともに、1 件あたり請負額も、きわめて少額となっていることが示されている。

(4) 建設需要の多様性と受注分野

建設業の生産の対象である建設工事とは何かという定義は必ずしも明らかでない。建設業法で規制の対象とする建設工事は表-4に示す28業種に示され、これに該当するものが、業法上の建設工事とされている。参考に表-4に示したものは、業種の内容として告示(公表)される予定の建設工事の説明である。これをみても理解されるように、建設業の対象は本四連絡架橋・海峡横断トンネル・超高層建築物・多摩ニュータウンの建設等に代表される大規模なプロジェクトから、小規模な河川の災害復旧工事、あるいは数坪程度の小家屋の建築といった小型工事まで、規模において各種のものが存在するとともに、土木一式工事・建築一式工事等の総合的工事から、これらの最終的な構造物を完成するまでに必要とされる部分的工事、あるいは基礎的工事に至るまで、機能的に多くの種類のものがある。

すなわち、建設需要は機能的にも規模的にもきわめて多様性にとんでいる。一般に、高度な施工技術、高度な品質の使用材料を必要とするもの(いわば高級品)ほど規模も大きいものが多い。逆に低級なものほど、一般的

に小規模の工事が多い。前者の大規模・高度な工事を受注するのは大手建設業者で、後者的小規模でそれほどの技術を必要としないものが、小規模の建設業者によって施工されている。このように、受注分野が規模別に対応していることが、他の製造業と異なる重要な特徴と考えられる。

一般に消費材生産においては、大量生産品必ずしも高級品ではない。むしろ、標準化され普及品となっているものは低級品で、これらは大企業で生産され、高級品はかえって中小企業で生産される例もみられる。中小企業の生き方として、高級品の専門メーカーとなる道があるとされているが、建設業においては現実はこれとまったく逆の現況である。

(5) 建設生産の特殊性

建設業の生産がおのおのの土地に定着した特別の示様を要求する特殊生産物で、受注生産であること、すなわち生産物の非商品性といわれる特殊性は、建設業の性格を特徴づける重要な要素である。

もっとも最近では、住宅建築・設備の分野でプレハブ化、工場生産化がすすみ、またターンキーアイ方式と呼ばれ

表-4 建設業法で規制の対象となる業種(案)

(昭和47年2月15日現在)

建設省告示第 号

建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容は次のとおりである。

昭和47年月日

建設大臣 西村英一

建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の種類	建設工事の内容
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造または解体する工事を含む。以下同じ)	舗装工事	道路等の地盤面シアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事
大工工事	木材の加工または取付けにより工作物を築造し、または工作物に木製設備を取付ける工事	板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、または工作物に金属製等の付属物を取付ける工事
左官工事	工作物に壁土、モルタル、しつくい、ブランスター等をこて塗り、吹付け、または張付ける工事	ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事
とび・土工・コンクリート工事	1 足場の組立て、杭打ち、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行なう工事 ロ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行なう工事またはコンクリートにより工作物を築造する工事 ハ その他、建設工事に付随する基礎的ないしは準備的工事	塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、または張付ける工事
石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロックを含む)の加工または積方により工作物を築造し、または工作物に石材を取付ける工事	防水工事	アスファルト、モルタル、目地材等によって防水を行う工事
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふき、または屋根に工作物を取付ける工事	内装仕上げ工事	木材、石こうボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニールアスペクトタイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行なう工事
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、屋内電気設備等の電気工作物を建設する工事	機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、または工作物に機械器具を取り付ける工事
管工事	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための施設を設置し、または金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための施設を設置する工事	熱絶縁工事	工作物または工作物の設備を熱絶縁する工事
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造または工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル、テラカッター等を取付け、または張付ける工事	電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工または組上げにより工作物を築造する工事	造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園緑地等の苑地を築造する工事
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、取付け、または組立てる工事	さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井、温泉掘さく、浅井戸築造、揚水設備設置等を行なう工事
		建具工事	工作物に木製または金属製の建具等を取付ける工事
		水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、淨水、配水等の施設を築造する工事または公共下水道もしくは流域下水道の処理設備を設置する工事
		消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備もしくは消火活動に必要な施設を設置し、または工作物に取付ける工事
		清掃施設工事	屎尿処理施設またはごみ処理施設を設置する工事

る非受注生産方式がみられるが、いまの段階では例外的なケースといえる。しかし、このような商品化の傾向は建設業の近代化への脱皮の過程を示す重要な徵候と考えられる。

建設生産の対象が土地に定着し地域性があることは、一面において全国の建設業者に受注の均等化の恩恵をもたらしているが、生産場所・生産施設の移動によるデメリット、労働力の流動性、労働生産性の低下など、建設業の経営に不利益な要因をもたらしている。

(6) 重層下請制による生産組織

下請制による分業的生産は建設業のみのものではないが、建設業における重層下請制は独自の特徴をもつてゐる。

① 一般に建築工事においては、規模の大小にかかわらず、元請業者は建築工事を構成する各専門工種ごとに多数の職別専門業者に分割下請施工させ、元請業者は、これらを統括管理する役割にとどまることが多い。

土木工事においても、基礎的工種あるいは技能的専門工種を、系列下にある小規模な総合業者あるいは職別専門業者に下請施工させることが多いが、その一部分は、みずから直接に労働者を使用して施工する場合もある。

いずれの場合も、これらの下請業者がさらに数個の小企業あるいは労働者グループに再下請施工させることが多い。

現実に大中規模の工事においては、このような重層下請制によるものが大半を占めているといわれている。

② 最近、土木工事の材料に半加工品が使用されることが多い。建築工事においては、土木工事よりもはるかに多くの工場生産品・半加工品が使用される。この場合これらの材料メーカーが施工つきで契約したり、下請に施工専門業者を使用して材工つき売買契約を締結するケースが多い。また、大型の建設機械あるいは特定の機械

を使用するにあたって、リースまたはレンタル業者からオペレーターつきで機械をチャーターして施工させることが多いが、この場合も実質的には下請施工と同じ状況である。

いざれにおいても、元請建設業は系列化された多数の専門業者・資材業者あるいは機械貸与業者で構成される生産組織の頂点にたって指導・調整を行なう総括管理者となる。

③ 以上のような生産組織において、上位企業は、下位下請企業の零細性、過当競争、伝統的な属性等からくる経済的優位を利用して、しばしば適正を欠く過少な価格、過酷な支払条件、極端に短い工期等を下位企業に強要して、上位企業のリスクを下位企業に転嫁することが行なわれている。

このような生産形態にみられる重層下請制は、前述の建設業の需要の多様性、単発性、非商品性、地域性、建設業規模構成のピラミッド構造等を考慮すると、受注生産の断続性のデメリットを回避し、経営の身軽さを確保するうえに、もともと適応した形態であるといえるが、同時にこのような安易な生産形態が、発注者に対する施工責任の所在を不明確にし、ともすれば粗雑施工の原因となるとともに、生産ラインである現場の労働者を直接に管理していないために企業の近代化、労働生産性の向上の意欲を欠き、前近代的な経営体質を温存させる一因をなしていると考えられる。

(7) 建設業の設備投資

先に述べたように、建設業においては、伝統的にできるだけリスクを関連業者または下請企業に転嫁するという消極的な経営、換言すれば商社的経営が主流をなしているが、最近では建設技術の進歩、新材料の開発とともに、建設機械の進歩による機械化施工が発展して標準工法となっていることに伴い、とくに土木一式工事業者、

表-5 建設業事業所組織別建設機械取得額

(単位・百万円、%)

区分	昭和41年		昭和42年		昭和43年		昭和44年		昭和45年	
	取 得 額	対前年比								
総 数	300 406	127.7	346 938	115.5	476 703	137.4	370 975	77.8	512 638	138.2
登録業者	291 538	127.2	341 503	117.1	470 874	137.9	364 833	77.5	505 177	138.5
個人知事登録	38 737	145.1	44 961	116.1	78 821	175.5	42 625	54.1	62 164	145.8
個人大臣登録	483	113.6	412	85.3	613	148.8	452	73.7	571	126.3
法人知事登録	119 519	146.7	157 997	132.2	199 401	126.2	132 271	66.3	190 345	143.9
法人大臣登録	132 798	110.1	138 131	140.0	192 039	139.0	189 481	98.7	252 094	133.0
直営事業所	8 868	148.1	5 435	61.3	5 828	107.2	6 141	105.4	7 460	121.5
建設業専業会社総数	209 763	117.9	240 274	114.5	285 964	119.0	212 495	74.3	313 778	147.7
1. 0~999千円	4 564	96.0	6 824	149.5	6 543	95.9	5 728	87.5	6 898	120.4
2. 1 000~1 999	23 242	164.2	25 494	109.7	22 115	86.7	13 902	62.9	19 564	140.7
3. 2 000~4 999	29 867	118.1	44 330	148.7	57 180	129.0	31 372	54.9	43 218	137.8
4. 5 000~9 999	22 938	129.4	26 489	115.5	29 800	112.5	23 279	78.1	31 643	135.2
5. 10 000~49 999	59 154	187.1	50 759	85.9	65 198	128.4	48 438	74.3	64 830	133.8
6. 50 000~99 999	7 623	95.5	8 558	112.3	9 338	109.1	6 663	71.4	7 711	115.8
7. 100 000千円以上	62 373	81.7	77 817	124.8	95 790	123.1	83 107	86.8	139 906	168.3

職別専門業者において建設機械の取得による重装備化が進んでいる。

最近5か年間における建設業の建設機械取得額を表一5に、昭和45年度末における建設業専業者の完工工事高に対する建設機械ストック比を表一6に示す。

表一6について、経営組織別に単位工事高あたり建設機械ストック比をみると、個人企業が最も大きく0.095で、中小規模の法人が0.07~0.076、1億円以上の法人が0.038~0.036程度に比べて3倍または2倍程度である。

一方、昭和45年度の建設業の経営分析の諸比率をみると、建設業全体としては次のとおりである。

① 収益性を示す総資本経常利益率は零細規模企業はやや低いが、そのほかは規模による格差は少なく、5~6%程度となっている。

② 企業の活動性を示す総資本回転率は平均1.46、1億円以上の大規模企業で1.29~0.99で、資本金1000~5000万円の中規模企業で1.82~1.59、小規模企業で

表一6(1) 登録業者専業・経営組織別—完工工事高・建設機械の年末現在高(昭和45年度)
(単位:百万円)

区分	完工工事高(A)	年末現在高(B)	(B)/(A)
登録業者専業総数	11 079 922	622 777	0.056
個人	1 202 805	113 711	0.095
会社総数	9 877 117	509 066	0.052
0~999千円	229 717	14 011	0.061
1 000~1 999	555 270	38 382	0.069
2 000~4 999	1 093 381	84 123	0.077
5 000~9 999	830 992	62 961	0.076
10 000~49 999	1 990 405	118 096	0.059
50 000~99 999	373 308	15 953	0.043
100 000~999 999	1 390 432	52 599	0.038
1 000 000千円以上	3 413 609	122 939	0.036

表一6(2) 登録業者専業・業種別—完工工事高・建設機械の年末現在高(昭和45年度)
(単位:百万円)

区分	完工工事高(A)	年末現在高(B)	(A)/(B)
登録業者専業総数	11 079 922	622 777	0.056
総合工事業	8 989 952	549 463	0.061
一般土木建築	3 391 068	147 725	0.044
土木	1 925 396	284 300	0.148
舗装	227 082	22 265	0.098
しゅんせつ	23 426	11 237	0.480
建築	2 793 817	66 356	0.024
木造建築	629 162	17 579	0.028
職別工事業	716 255	30 661	0.043
設備工事業	1 373 714	42 653	0.031
電気	561 661	11 067	0.020
電通信等	106 661	2 779	0.026
管	400 822	10 292	0.026
さく井	9 447	4 154	0.440
築炉	12 927	300	0.023
昇降設備	937	25	0.027
機械器具等	255 332	13 042	0.051
その他設備	26 089	992	0.038

は2.34~2.0と規模による差が相当認められる。

③ 企業経営の安全性を表わす長期適合比および固定比率は、1億円以上の大企業で80ないし140~110程度、資本金500~1 000万円の小企業で120ないし190、資本金200万円以下の零細企業では240ないし440と、小企業ほど大きい値を示している。

以上のように小企業で長期適合比が大きな値を示すのは、機械化投資が活発で資本の固定化が大きいことも一因をなしていると理解される。

前述の単位工事高あたり建設機械ストック比率の傾向といい、経営比率の傾向といい、いずれも小規模企業ほど建設機械の稼動率が低く、投下された固定設備資本がそれほど効率的に利用されていないことを物語っている。

中小建設業が分不相応に建設機械を取得する傾向は、公共工事において発注者が特定の建設機械の有無を指名または発注条件にしたり、建設機械の供給が過剰気味で長期割賦販売等により、比較的容易に取得できることにもよるが、根本的には機械化施工が標準工法となってきたため必要上生じていると思われる。

しかし、十分な仕事量が獲得できないときは経営内容が悪化し、倒産する例もみられる。

(8) 建設業経営の前近代性

中小建設業の最大の問題は企業経営の前近代性にあるといわれている。もともと建設業は特定の施主に出入していた大工棟領の類から出発している。戦後の復興期ならびに昭和30年以降の経済の大発展期に社会基盤施設の活発な建設活動を通じて、建設業の経済に占める重要性はとみに増大し、建設業者の社会的地位や評価も戦前に比べて非常に高くなっている。経営組織についても、相当数の企業が個人企業から法人企業に脱皮し、一部の大企業は、非公開の同族資本から株式市場に上場される公開の資本に変貌している。しかしながら、大部分の中小建設業は本質的には大工棟領的経営組織から脱皮できず、俗にドンブリ勘定といわれる、ずさんな会計経理方法、封建的な親分・子分的関係の労務管理、多分に徒弟制度的な技能者教育、家族主義的なワンマン経営、長期的な展望をもたない単発工事に勝負をかける不安定性などに示される前近代的な経営を行なっている。

このような経営管理の状況は、他の産業でいえば明治後半期の資本主義勃興期の状態にあたるのではないかと思われる。

3. 中小企業の社会的効用

坂本康実*は一般論として、中小企業の社会的効用と

* わが国中小企業の特質と組織化、商工金融、22巻の1、1972。

して調整作用と多様性の効用をあげている。

調整作用とは、社会全体の需要・供給の均衡をはかるうえで、どこかが社会生産の末端を処理しなければならないとし、中小企業はまさにその量的調整の役割をになうものであるとしている。

多様化の効用とは、大企業が需要の量的拡大に対する基幹的供給者として、規格化・標準化・大量生産にあたるのに対し、人間社会の個性化傾向に対応する需要の高級化・多様化に応ずるものとしての中小企業の効用をいう。

一般的な消費財商品に関しては、現在、個性的商品については先進外国企業または大企業、標準化（中級）商品に対しては大企業または中企業、大衆商品に対しては中または小企業が生産者となっている。将来のパターンは、個性的商品を中または小企業あるいは先進外国企業が、標準商品を大企業が、大衆商品を開発途上国の企業が生産供給する姿が考えられるとしている。

以上の所論は、消費財商品に関する国際化をふまえた一般論として述べられたものであるが、一種の社会的生産財の建設生産についても、若干の修正をほどこして準用されるものと思われる。

第一の調整作用については、第2節で説明したように総合工事業の零細規模または小規模企業がまさに量的微調整作用をはたしている。また、主として下請生産の主体をなす職別専門業、小規模な設備工事業は、機能的に微調整作用に寄与しているといえる。

これらの調整作用をはたす中小企業は、リスクの高い役割をはたす代償として高利潤をうけるべきにかかわらず、現実にはきわめて低利潤におかれているのである。

第二の多様性に対応する効用も、現在でもたとえば高級個人住宅や趣味性・芸術性の高い個別の工作物の生産分野に関しては、特定の専門業者が立派に社会的効用をはたしている。これは、中小企業のになっている分野であるといえる。しかし、建設生産はおのの個的なもので、その機能的にも品質的にも高度な需要ほど大規模なものである（数量的にはそれほど多くはないが）。これらの生産を少なくとも一次的には（元請として）大手建設業者がになっている。中小または零細企業は、これらの大手建設業者の機能的な補助者の役割という社会的効用をはたしている。あえていえば、数量的に多い大衆商品に相当する小規模工事（小型の公共工事・災害復旧工事・修繕サービス工事等）は、小または零細企業が分担し、個性的商品——それはますます高度化、特殊化する大型プロジェクト等——は、ごく少数の大企業によって分担されているといえる。

このような現実は、企業規模によって決定される施工能力（技術力）・社会的信用等からもたらされる必然の

帰結であるとするならば、中小企業は合併等によって実質的に大企業に転化しない限り次の二つの道しか残されていない。一つはきわめて特殊な個性的需要（高級個人住宅等で高い利益が約束される）に対応する専門的生産者となること、他の一つは専門的技術集団として、大企業の補助的機能として吸収されることである。

もっとも、前節で述べたように、建設生産の社会的需要の特性からいって、比較的低級の需要（修繕工事・サービス工事等）は今後とも数量的には相当量存在しつづけるものと思われるので、これらを集約して大量受注する生き方も残されるであろう。

4. 中小建設業の組織化

前節で中小建設業の社会的効用の側面から、将来の展望にふれたが、その一つの道として企業規模の拡大をあげた。このためには、合併統合によるほか標題の組織化がある。

現在、中小企業の組織化を目的とする各種の法律が整備されている。その一つの「中小企業等協同組合法」は昭和24年から施行され、これに基づいて建設業にも相当数の組合が設立されているが、組織化の明確な目標が存在しなかったり、単に業界共通の利益代弁機関として中途半端な役割しか發揮せず、建設業者の企業体質の改善にはあまり効果をおさめていないのが実情であろう。

眞の効果的な組織化は、事業協同組合による事業の共同化——規模のメリット、集積のメリットあるいは分業のメリットを發揮する——組織化が必要と思われる。

このような組織論については、専門家でない筆者の手におえるものではないので、ここでは、組織化の規模について問題を指摘するにとどめる。

建設工事はしばしば述べたように各種の規模のプロジェクトであり、一つ一つが採算的に有利なものがあったり、不利なものがあったりする。このようなものを少数だけ受注する経営は安定性に欠けることは明白である。

したがって、その企業の相応する単位工事のスケールで相当数の件数を施工することが、企業経営の安定上必要となる。この安定限界施工高ともいべき規模まで組織化的スケールを拡大し、一体として協同事業を行なうものでない限り組織化は成功しないと思われる。

集積のメリットとしての資材の共同購入、価格の値引や、労働力の融通確保、分業のメリットとしての相互の特色を生かす補完関係、専門化の利益の確保等を保証するのみならず、規模拡大のメリットをも求める事業協同化を目的とする場合は、組合構成員は実質的に合併する場合に近い犠牲を、あらかじめ覚悟する必要があると思われる。

5. 結論—要約

中小建設業問題に関して、いわば戦略的テーマとして将来の展望と組織化を論じてきたが、戦術的テーマとしては企業経営の近代化、重層下請生産の改善（下請契約の改善、中小建設業者の団結の強化）、技術力の強化（技術者の能力水準の向上、技能労働者の確保、技術開発の推進）等にふれる必要がある。

これらの問題について詳細に論ずる紙面もないで簡単に述べると、おののにつけてしかるべき手段一たとえば、経営診断制度の充実とその活用、改正建設業法の下請保護規定の実施、中小企業近代化促進法等による低利融資による生産設備の充実、経営および技術に関する共同研究態勢、情報化に対応する共同機関の設立、労働者プール構想の実施、技能労働教育の拡充、労働環境の向上等一がある。

これらは単に行政機関に陳情したり、役所の尻をつつ

いてみても実現するものではなく、建設業者みずからの自主的な行動とあいまって、はじめて実現が可能なものと思われる。昨今、建設業をめぐる環境は急激に変化している。ドルショックに表わされる国際経済環境の激変と、高度経済生長政策の破綻のもとに、景気回復のこととしての建設業の役割に、痛切な期待が寄せられている。一方労働力不足、とくに熟練技能者の枯渇傾向は、最近若干の緩和ムードがあるものの、基調としては今後ますます深刻になるものと覚悟しなければならない。

このような情況のもとに、現実に建設生産の実体をになっている中小建設業の近代化、生産性の向上、企業の健全な発展は、国民ひとしく待望するものであろうと思う。国民的見地からいえば、少数の独占資本が支配することは決して望ましいものとはいえない。建設業においても適正な規模の適正な企業が存在し、公正な競合関係が保たれていることが望ましい姿である。中小建設業が現況のごとき低次の段階から、高次の健全な企業に発展することは、このような見地からも望まれている。

土木工事の積算

B5・222頁・定価 1800円・会員特価 1600円(税 170円)
積算概論をはじめ9編を登載。再版完成

●全面改訂 土木材料実験

編集委員長
国分正胤
編集幹事
樋口芳郎・村田二郎
山崎寛司

A5判／530頁
定価 1,500円

初版以来、好評を博してきた本書は最近の学術、技術の著しい進歩に伴ない、今回全面的に改訂した新版。ことに新しく「石材」と「合成樹脂接着剤」を追加。またすべての試験方法は正しく整然と行なわれることを目途として、内外の最新の研究成果を加えて各項目を整理、重要な注意事項を網羅して内容を一新した。まさに「土木材料実験」の決定版と呼ぶにふさわしい好書。

【主要内容】

第I部 <1. セメント／2. 骨材／3. コンクリート／4. 石材／5. 木材／6. 鋼材／7. 合成樹脂接着材／8. アスファルト／9. 測定の基本的注意事項／第II部 <1. 混和材料／2. コンクリートの物性／3. グラウト／4. RC部材の試験／5. PCばかりの試験／6. ひずみおよび変位測定方法／7. 電子計算機の応用／8. 実験計画および実験値の整理>

土木工学叢書

監修 土木学会

鋼橋 (III)

平井 敦著 B5・876頁/定価5,500円

道路工学

片平信貴著 B5・550頁/定価1,800円

コンクリート橋

横道英雄著 B5・640頁/改訂中

土質力学

最上武雄著 B5・1050頁/定価7,500円

建設機械

加藤三重次著 B5・500頁/定価4,000円

上水道学

石橋多聞著 B5・420頁/定価3,000円

技報堂

東京都港区赤坂1-3-6
(電) 585-0166